議案第3号

令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について

令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について、次のとおり提案します。

記

・令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画申請書(案)のとおり

令和4年6月 日

(名称) みやま市

生活交通確保維持改善計画の名称

みやま市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市の交通状況は、市中央部に3つの駅を有するJR鹿児島本線が南北に縦断し、その西側を2つの駅を有する西鉄天神大牟田線が並走している。また、市東部には九州新幹線が走り、筑後船小屋駅が隣接している。バス路線としては、堀川バスが1路線(瀬高・柳川線)のみ、JR瀬高駅から隣接する柳川市まで運行している。市では、平成20年4月より高齢者や障がいがある方等を対象に、生活交通手段の確保を目的に、福祉バスを市内全域で運行していた。しかし、利用者が限られているため、交通利便性の向上を求める意見が市民より多く寄せられ、平成30年3月より定時定路線型バス(市町村有償運送)みやま市コミュニティバス「くすっぴー号」の運行を開始した。本運行により、誰もが利用可能な定時定路線型バスが市内全域を運行することとなり、生活交通手段が確保される。

運行にあたっては、路線バスや鉄道など既存の公共交通機関とも連携を図りながら、各地区と医療機関、商店などの生活目的施設、市役所などの公的機関を結ぶ、利用しやすい公共交通ネットワークを形成する必要がある。そのため、鉄道や路線バスとコミュニティバス「くすっぴー号」を有効に結節させ、既存の公共交通を維持確保するとともに、市民(主に高齢者等)の通院、買い物等の日常生活に必要不可欠な移動手段の確保を目的として本計画を策定する。また、平成30年3月、人口減少等が予測される将来においても持続可能な公共交通網を形成するため、「みやま市地域公共交通網形成計画」の策定を行った。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

市民(主に高齢者等)の日常生活における移動手段の確保を目的とした、利用しやすい公共交通ネットワークの形成を目指すため、利用者数を指標として設定し、各路線の利用者数目標を設定する。

令和5年度

水上•本郷線	1便あたり5人以上
清水・上庄線	1 便あたり4 人以上
瀬高・高田線(太神・岩田経由)	1便あたり5人以上
高田・瀬高線(江浦・浜田・大江経由)	1便あたり6人以上
高田・瀬高線(国道 209 号経由)	1 便あたり 10 人以上
山川・瀬高線	1便あたり9人以上
高田南部•西部線	1 便あたり4 人以上
山川・高田線(亀谷・竹飯経由)	1 便あたり4 人以上
山川・高田線(田浦・田尻経由)	1 便あたり4 人以上

令和6年度

水上・本郷線	1便あたり5人以上
清水・上庄線	1 便あたり4 人以上
瀬高・高田線(太神・岩田経由)	1便あたり5人以上
高田・瀬高線(江浦・浜田・大江経由)	1便あたり6人以上
高田・瀬高線(国道 209 号経由)	1 便あたり 10 人以上
山川・瀬高線	1便あたり9人以上
高田南部・西部線	1 便あたり 4 人以上
山川・高田線(亀谷・竹飯経由)	1 便あたり4 人以上

山川・高田線(田浦・田尻経由)

1便あたり4人以上

令和7年度

水上・本郷線 1便あたり5人以上 清水・上庄線 1便あたり4人以上 瀬高・高田線(太神・岩田経由) 1便あたり5人以上 高田・瀬高線(江浦・浜田・大江経由) 1便あたり6人以上 高田・瀬高線(国道 209 号経由) 1 便あたり 10 人以上 山川・瀬高線 1便あたり9人以上 高田南部・西部線 1 便あたり4 人以上 山川・高田線(亀谷・竹飯経由) 1便あたり4人以上 山川・高田線(田浦・田尻経由) 1 便あたり4 人以上

(2) 事業の効果

本運行により、市民(主に高齢者等)の通院、買い物等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保 される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・コミュニティバスの利用状況や市民の意見を基にした運行サービスの定期的な評価を実施し、市民の移動ニーズに応じたコミュニティバスのルート・ダイヤの継続的な見直しを行う。(みやま市、交通事業者、住民)
- ・市広報誌や市ホームページに運行内容、乗り方などの利用方法の情報を掲載することで利用促進を図る (みやま市)
- ・利用の多いバス停の待合環境の改善を図るため、上屋・ベンチを設置するための各施設との調整を 行う。(みやま市)
- ・視認性の向上、コミュニティバスのPRと愛着の醸成を図り、利用促進につなげるため、コミュニティバス車両とバス停表示板のデザイン化を引き続き実施する。(みやま市)
- 各種市民団体などに対してコミュニティバスのPRを行い、利用促進を図る。(みやま市)
- ・コミュニティバス沿線で開催される各種イベント時の運送方法の検討及び企画を行う(みやま市)
- 各種イベントと連携した企画券の発行について各関係機関との協議を行う(みやま市)
- ・コミュニティバスの利用状況の集計、広報資料の作成を行い、市報などで公開する(みやま市)
- ・高齢者等へのモビリティ・マネジメントを行う(みやま市)

(みやま市地域公共交通網形成計画 P76、P77、P82、P84、P85、P88、P89、P90、P92、P93を参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

みやま市においては、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することと している。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

みやま市

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤 が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性

【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。

13. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合の み】

コミュニティバス車両の老朽化に伴い、安全・安心な運行に支障が生じている。そのため、新規車 両を購入する必要がある。

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合の み】

(1) 事業の目標

安全・安心の確保とともに、新規車両の購入により経費削減につなげる。

高田・瀬高線(国道 209 号経由) 1 便あたり 10 人以上

山川・瀬高線 1 便あたり9 人以上

(2) 事業の効果

ディーゼルエンジンはガソリンエンジンに比べ、耐久性に優れ、故障が少ない。また、ガソリン車 より燃費の良いディーゼル車を購入することで経費の節減につなげる。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者<u>【車</u> 両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

令和5年度事業に係る車両減価償却費等国庫補助金を受け、令和4年 10 月から令和5年9月にかけて2台の車両を購入する予定である。

車両の取得を行う事業者及び車両購入費用の負担者はみやま市である。

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額<u>【貨客混載導入</u> 経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

•	平成 29 年 7	1月31日	(第1回)	協議会設立
---	-----------	-------	-------	-------

- ・平成29年3月28日(第2回) 運行内容の協議
- ・平成29年6月26日(第3回) 運行内容の協議
- ・平成29年8月17日(第4回) 平成30年度計画の協議・承認
- ・平成29年10月24日(第5回) 運行内容の協議
- ・平成29年12月25日(第6回) 運行内容の協議、平成30年度計画変更の協議・承認
- ・平成30年1月31日 運行内容についての書面協議、承認
- ・平成30年2月22日(第7回) 運行内容の協議
- ・平成30年3月26日(第8回) 平成30年度計画変更の協議・承認
- ・平成30年6月4日 平成30年度計画変更について書面報告
- ・平成30年6月25日(第9回) 平成31年度計画の協議・承認
- ・平成30年11月2日(第10回) 平成31年度運行計画の変更の協議(筑後広域公園プール 玄関前まで路線延長、一部の系統の運行ダイヤの見直し)
- ・平成31年1月10日(第11回) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の協議・ 承認
- ・令和元年6月21日(第1回) 令和2年度計画の協議・承認
- ・令和元年 11 月 11 日 (第 2 回) 令和 2 年度運行計画の変更の協議(路線の延長、一部区間 廃止、運行ダイヤの見直し)・承認
- ・令和2年1月17日(第3回) 令和2年度運行計画の変更の協議(運休日の変更)・承認
- ・令和2年6月4日(第1回) 令和3年度計画の協議・承認
- ・令和2年11月24日(第2回) 令和3年度運行計画の変更の協議(運行ダイヤの見直し、 新規設置)・承認、自動運転の実装化
- ・令和3年1月(第3回・書面開催)地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の協議、 自動運転の社会実装
- ・令和3年3月26日(第4回) 地域公共交通網形成計画の施策の取り組み状況報告、自 動運転の社会実装及び自家用有償旅客運送の変更申請協 議・承認
- ・令和3年6月1日(第1回) 令和4年度計画の協議・承認
- ・令和3年6月25日 地域内フィーダー系統確保維持計画(案)の変更について書面報告
- ・ 令和 3 年 12 月 9 日 (第 2 回) 令和 3 年度運行計画の見直し(路線の延長、運行ダイヤの 見直し)、地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価 の協議
- ・令和4年2月22日(第3回) 地域公共交通網形成計画の施策の取り組み状況報告、令和 4年度運行計画の見直しについて(運行ルート、運行ダイ ヤの見直し)
- ・令和4年6月1日(第1回) 令和5年度計画の協議・承認

21. 利用者等の意見の反映状況

みやま市地域公共交通活性化協議会の委員として市民代表7名に参加いただき、市民意見を計画に 反映させた。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	福岡県企画・地域振興部交通政策課
関係市区町村	みやま市総務部企画振興課、柳川市総務部企画課

交通事業者·交通施 設管理者等	九州旅客鉄道(株)、堀川バス(株)、瀬高交通自動車(有)、ニコニコ光タクシー(株)、 福岡県南筑後県土整備事務所、柳川警察署
地方運輸局	福岡運輸支局
その他協議会が必要と認める者	NPO法人タウン・コンパス (学識経験者)、みやま市議会、行政区長会、 社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、堀川バス労 働組合

【本計画に関する担当者・連絡先】

14701四103	
(住 所)	福岡県みやま市瀬高町小川5番地
(所 属)	みやま市総務部企画振興課
(氏 名)	吉開 光希
(電 話)	0944-64-1550
(e-mail)	sousei@city.miyama.lg.jp

		運行系統名		運行系統		系統		系統		系統		系統		系統		系統		系統		系統		系統		系統		系統		系統		系統		系統		系統		→ 系統		系統二計		系統 計画運		計画運	演計画	利便増進	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)		
市区町村名	運送予定者名	(申請番号)	起点	経由地	終点		キロ程 1		キロ程		大 机 キロ程 -		運行 回数	连特 例 措 置	運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)																													
	みやま市	(1) 清水・上庄線	市立図書館	筑後広域 公園プー ル玄関前	JR瀬高駅	循環	38.7km .km	304日	1,216.0回		路線定期	2(1)	JR九州の鹿児島本線と瀬高駅にて接続、堀川バスの瀬高・柳川線と瀬高駅にて接続	3																																	
	みやま市	(2) 瀬高·高田線(太神·岩 田経由)	市立図書館	岩津郵便 局前	ヨコクラ病院前	往 復	19.6km .km	304日	1,216.0回		路線定期	2(1)	JR九州の鹿児島本線と南瀬高駅及び 渡瀬駅にて接続	3																																	
	みやま市	(3) 高田·瀬高線(江浦·浜 田·大江経由)	JR渡瀬駅	堀切	みやま市役所	往 復	13.6km .km	304日	456.0回		路線定期	2(1)	JR九州の鹿児島本線と瀬高駅及び渡 瀬駅にて接続、堀川バスの瀬高・柳川 線と瀬高駅にて接続	3																																	
	みやま市	(4) 高田·瀬高線(江浦·浜 田·大江経由)	みやま市役所	山内医院 前	あたご苑	往 復	10.7km .km	304日	456.0回		路線定期	2(1)	JR九州の鹿児島本線と渡瀬駅にて接 続	3																																	
みやま市・	みやま市	(5) 高田·瀬高線(国道209 号線経由)	ヨコクラ病院前	さくら団地	新船小屋	往 復	15.3km .km	304日	1,520.0回		路線定期	2(1)	JR九州の鹿児島本線と瀬高駅及び南瀬高駅、渡瀬駅にて接続、堀川バスの瀬高・柳川線と瀬高駅にて接続	3																																	
100 A 101	みやま市	(6) 高田·瀬高線(国道209 号線経由)	新船小屋		JR瀬高駅	往 復	4.5km .km	304日	152.0回		路線定期	2(1)	JR九州の鹿児島本線と瀬高駅にて接続、堀川バスの瀬高・柳川線と瀬高駅にて接続	3																																	
	みやま市	(7) 山川・瀬高線①	真弓公民館	山川げん きかん	市立図書館	往 復	18.3km 18.3km	304日	1,368.0回		路線定期	2(1)	JR九州の鹿児島本線と瀬高駅にて接続、堀川バスの瀬高・柳川線と瀬高駅にて接続	3																																	
	みやま市	(8) 山川・瀬高線②	バイオマスセンター	みやま市 役所	市立図書館	往 復	14.1km .km	304日	152.0回		路線定期	2(1)	堀川バスの瀬高・柳川線と瀬高駅にて 接続	3																																	
	みやま市	(9) 山川・瀬高線③	JR瀬高駅		真弓公民館	往 復	12.7km .km	304日	152.0回		路線定期	2(1)	JR九州の鹿児島本線と瀬高駅にて接続、堀川バスの瀬高・柳川線と瀬高駅にて接続	3																																	
	みやま市	(10) 高田南部・西部線(循環)	あたご苑	西鉄開駅	あたご苑	循環	30.3km .km	304日	608.0回		路線定期	2(1)	JR九州の鹿児島本線と瀬高駅にて接続、西日本鉄道の天神大牟田線と開駅及び江の浦駅にて接続にて接続	3																																	

(注)

- 1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 3.「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載すること。
- 4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

		運行系統名		運行系統	充		系統	計画運	計画運	計画運	計画運	計画運	計画運	計画運	計画運	.画演 計画	計画	利便増進		地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)		
市区町村名	運送予定者名	(申請番号)	起点	経由地	終点		キロ程	行日数	運行 回数	≝特例措置 ■	運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)								
	みやま市	(11) 山川·高田線(亀谷·竹 飯経由)	JR渡瀬駅	西竹飯、 あたご苑	山川げんきかん	往復	17.6km .km	304日	912.0回		路線定期	2(1)	JR九州の鹿児島本線と渡瀬駅にて接 続	3								
	みやま市	(12) 山川·田尻線(田浦·田 尻経由)	JR渡瀬駅	あたご苑	山川げんきかん	往復	15.km .km	304日	760.0回		路線定期	2(1)	JR九州の鹿児島本線と渡瀬駅にて接 続	3								
	みやま市	(13) 山川·田尻線(田浦·田 尻経由)	山川げんきかん	あたご苑	ヨコクラ病院前	往 復	11.km .km	304日	152.0回		路線定期	2(1)	JR九州の鹿児島本線と渡瀬駅にて接 続	3								
							.km .km															
7. Lb.+-+							.km .km															
ト みやま市							.km .km															
							.km															
							.km .km															
							.km															
							.km															

(注)

- 1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載すること。
- 4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 5.「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

2022年度

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名 みやま市

(単位:人)

	(ギロ:ハ)
	人口
人口集中地区以外	35,861
交通不便地域等	35,861

交通不便地域等の内訳

<u> </u>		
人口	対象地区	根拠法
35,861	市内全域	過疎法
	人口	人 口 対象地区

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
地域公共交通計画	平成30年3月30日	平成30年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。 なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助 上限額の算定式をご活用ください。

(1)記載要領

- 1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
- 2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
- 3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
- 4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
- 5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と 記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運 輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。 (ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)